

日本の障害者福祉の現況及び課題
光州愛の家
2013.3.22

北海道文教大学 准教授 鈴木重男

目次

I 現状

- 1 法制
- 2 障害者区分・数
- 3 福祉サービス
- 4 特別支援教育
- 5 雇用
- 6 年金
- 7 身体障害者補助犬

II 課題

- 1 障害者福祉の課題
- 2 就労率の向上
- 3 発達障害者の支援
- 4 障害者理解の推進

生活保護費 月29万円 韓国300万ウォン

朝日新聞 2013年3月6日付朝刊「**貧困となりあわせ**」
月29万円の生活保護では、2人の子どもに劣等感を持たせずに育てるのは難しい――

○家賃5万4000円

○娯楽費に4万円

長女は体操、長男は野球
の月謝や道具、ユニホーム
代、遠征交通費

○被服費が2万円

○交際費が1万1000円

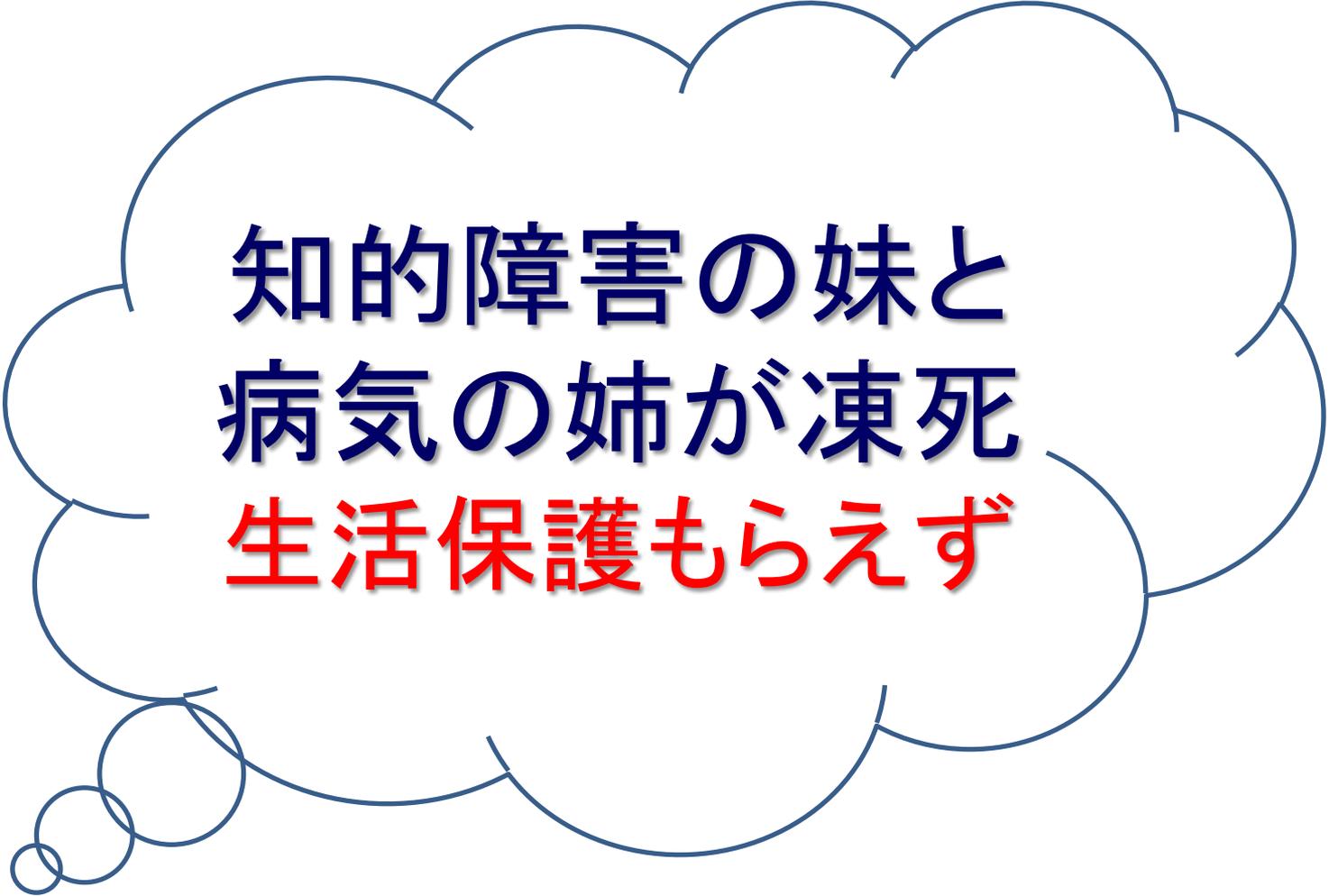
○携帯電話代は2万6000円

○固定電話代2000円

○食費4万3000円

○おやつ代7000円

○貯金1万5380円



知的障害の妹と
病気の姉が凍死
生活保護もらえず



重度障害者を
装った
年金詐欺

目的（第1条関係）

・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会**を実現する。

障害者の定義（第2条関係）

・身体障害、知的障害、精神障害（**発達障害を含む。**）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

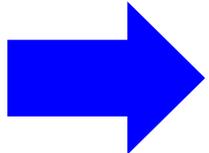
障害者の権利に関する条約 第2条

合理的配慮 (Reasonable Accommodation)

障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「合理的配慮」の例 教育の場合

- バリアフリー・ユニバーサルデザイン
- 障害の状態に応じた専門性を有する教員等の配置
- 移動や介助及び学習面を支援する人材の配置
- 指導の方法等について指導・助言する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理学の専門家等の確保
- 点字、手話等のコミュニケーション手段の確保
- 一人一人に応じたデジタル教材、ICT機器等の利用)
- 障害の状態に応じた教科における配慮
 - ・視覚障害の図工・美術
 - ・聴覚障害の音楽
 - ・肢体不自由の体育等



2013年度 インクルーシブ教育システム移行？

障害者総合支援法

2013年4月1日施行

○ 障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

○法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

○障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）として、「制度の谷間」を埋めるべく、**障害者の範囲に難病等を加える。**

65歳以上、300万人

厚生労働省2012.8

認知症



(C)Shiga Medical Center

高齢認知症は障害者に区分されない

I 現状 1 障害者区分

744.3万人

身体障害

366万3千人

難病者数？

精神障害

(含発達障害)

323万3千人

知的障害

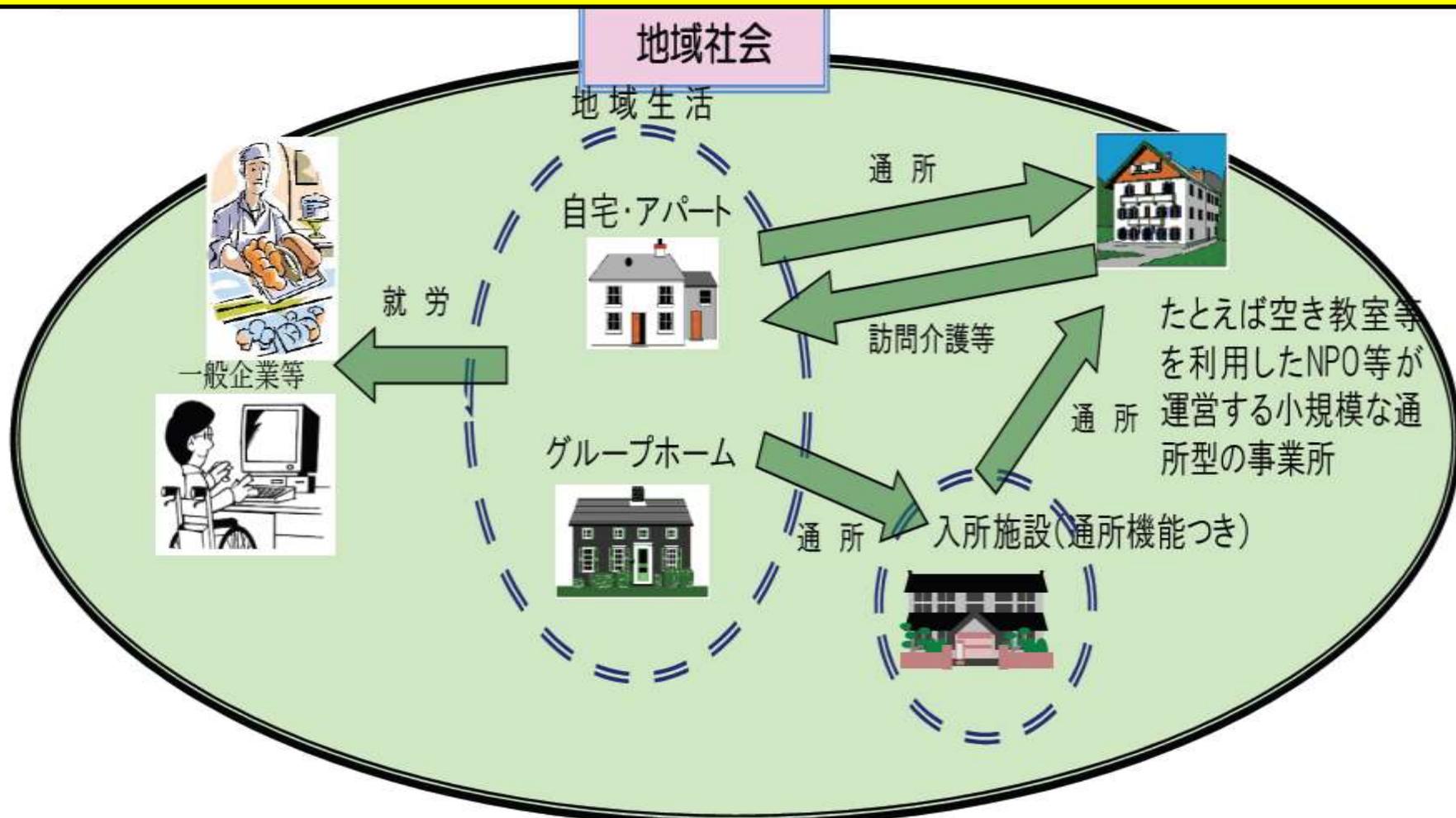
54万7千人

福祉サービス

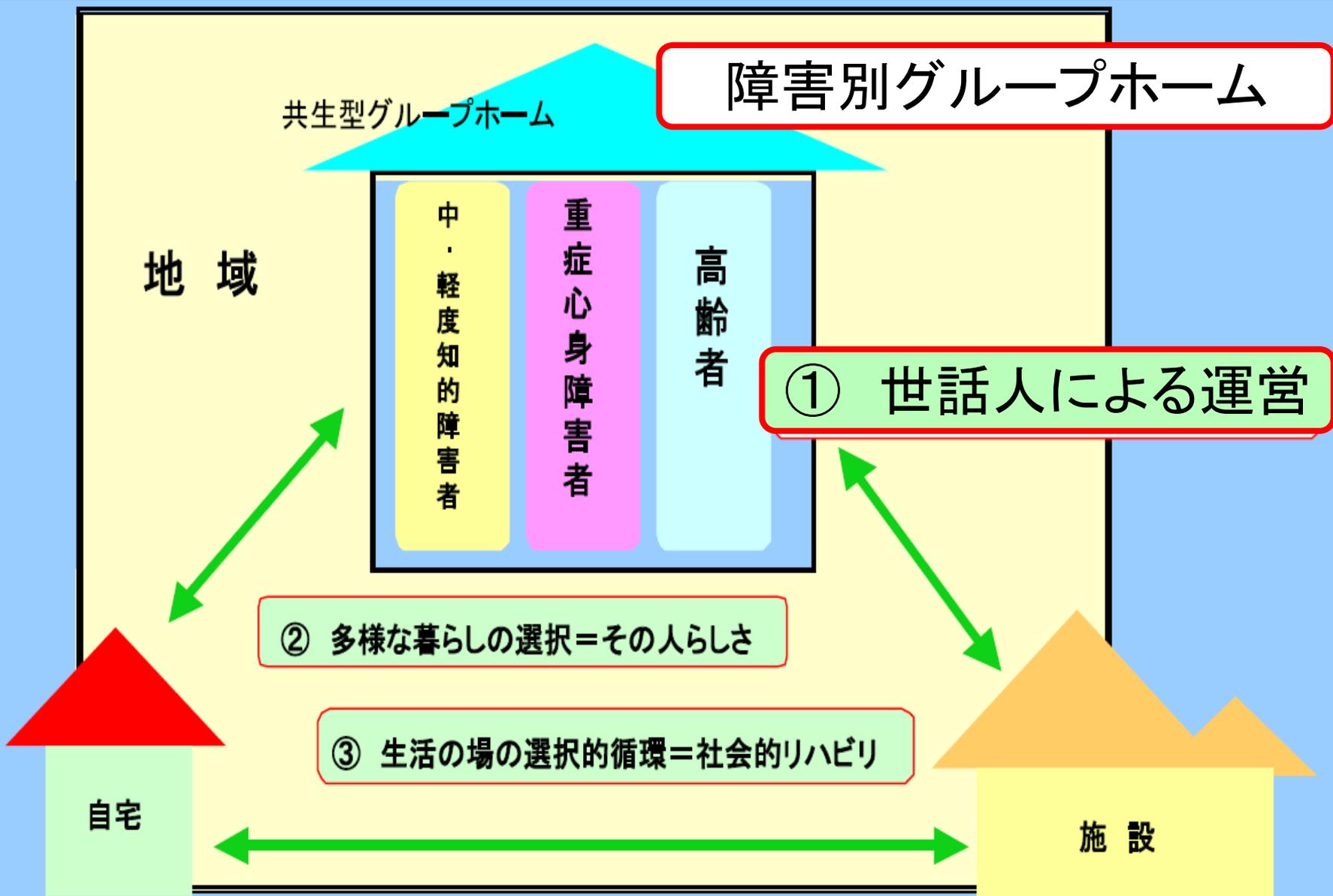
- 1 生活全般の支援サービス
- 2 移動・行動の支援サービス
- 3 居住関係の支援サービス
- 4 自立訓練の支援サービス
- 5 就労の支援サービス

自立と共生の地域社会づくり

～障害のある人が普通に暮らせ、働ける地域社会づくり～

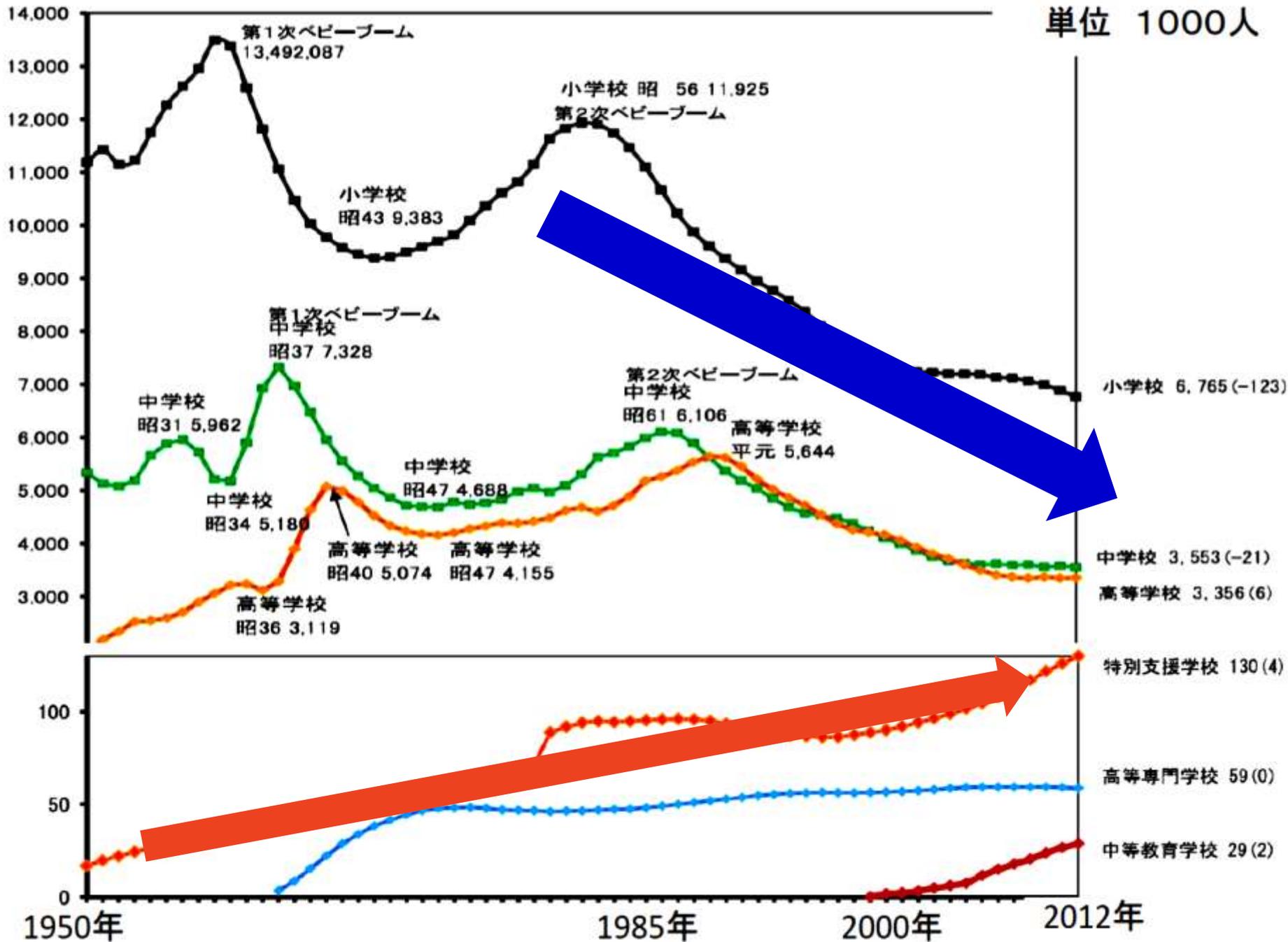


居住関係の支援サービス:グループホーム

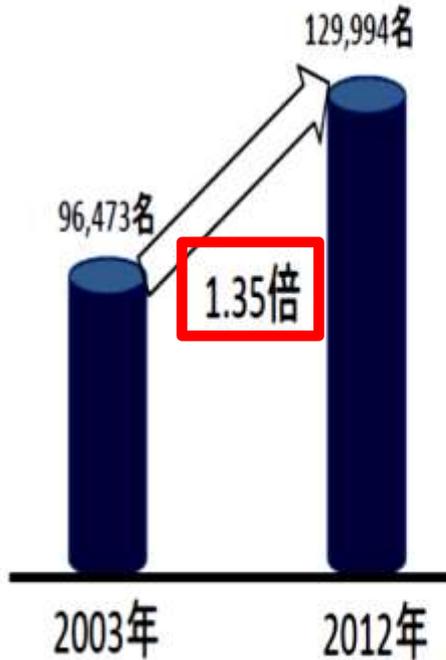


各学校段階ごとの在籍者数の推移 文部科学省2012.12発表

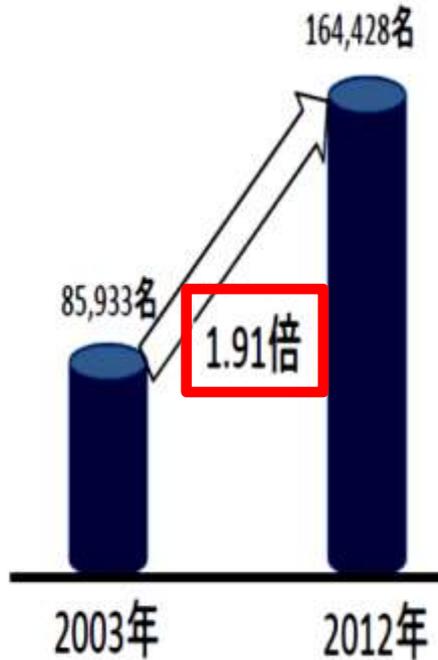
単位 1000人



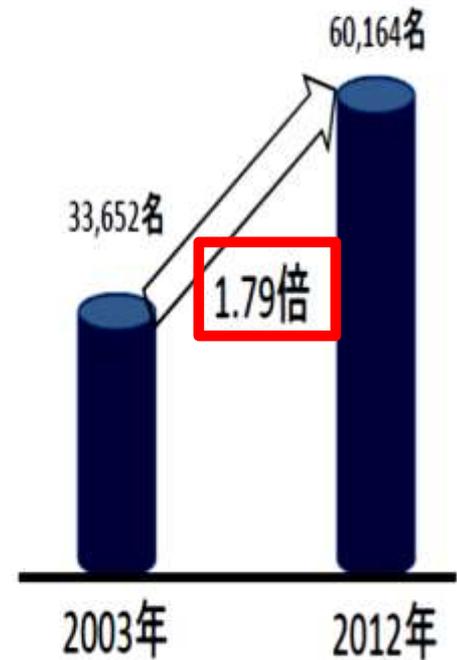
特別支援学校の児童生徒数の比較



特別支援学級の児童生徒数の比較



「通級による指導」の児童生徒数の比較



1.64倍

216,000名

355,000名

2003年

10年間

2012年

義務教育段階の全児童生徒数 1055万人

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

0.62%
(約6万5千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害
(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

1.47%
(約15万5千人)

2.71%
(約28万5千人)

9.2%

通常の学級

通級による指導

視覚障害 自閉症
聴覚障害 情緒障害
肢体不自由 学習障害(LD)
病弱・身体虚弱 注意欠陥多動性障害(ADHD)
言語障害

0.62%
(約6万5千人)

7.1%

※2
発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒
6.5%程度の在籍率 ※3

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約3千人)

※1 平成23年度実施調査においては、東日本大震災の影響を考慮し、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市においては調査を実施していない。
また、東京都においては調査への回答が得られなかった自治体がある。

※2 LD (Learning Disabilities) : 学習障害、ADHD (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder) : 注意欠陥多動性障害

※3 この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(※3を除く数値は平成23年5月1日現在)

雇用と賃金・工賃

<雇用障害者数>

	障害者数	うち雇用者数	障害者数に対する雇用者数の割合
身体障害者	366.3 万人	34.6 万人	9.4%
知的障害者	54.7 万人	7.3 万人	13.3%
精神障害者	323.3 万人	2.9 万人	0.9%
合 計	744.3 万人	44.8 万人	6.0%

<賃金・工賃の平均月額>

	事業所の賃金	常用労働者を 100 とした水準	福祉工場の賃金	授産施設の工賃
常用労働者	27.0 万円	100%	—	—
身体障害者	25.4 万円	94%	19.0 万円	1.9 万円
知的障害者	11.8 万円	44%	8.5 万円	1.1 万円
精神障害者	12.9 万円	48%	2.6 万円	1.1 万円

生活保護費29万円 多い 少ない ?

障害年金

程度・受給者

身体障害

1級	<ul style="list-style-type: none">● 常時介護が必要な状態● 身の回りのことはかろうじてできても、それ以上のことはできない● 活動範囲は、病院内ではベッド周辺、家庭では就床室内
2級	<ul style="list-style-type: none">● 他人の介助は必ずしも必要ないが、日常生活に著しい制限を受ける● 家庭内で軽食程度は作れるが、それ以上はできない
3級	<ul style="list-style-type: none">● 労働に著しい制限を受ける

知的障害

1級	知的障害があり、食事や身の回りのことを行うのに全面的な援助が必要であって、かつ、会話による意思の疎通が不可能か著しく困難であるため、日常生活が困難で常時援助を必要とするもの
2級	知的障害があり、食事や身の回りのことなどの基本的な行為を行うのに援助が必要であって、かつ、会話による意思疎通が簡単なものに限られるため、日常生活にあたって援助が必要なもの
3級	知的障害があり、労働が著しい制限を受けるもの

障害年金

1級986,100円、2級788,900円

年金以外の手当・給付金

手 当	支給対象等		支給額（月額）
特別児童扶養手当	20歳未満	精神または身体に障害を有する児童を家庭で看護・養育している父母等。障害の程度は、障害年金の障害等級1・2級と同様（注1）	50,550円（1級）
障害児福祉手当		精神または身体に「 <u>重度の障害</u> 」を有するために日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳未満の人（注1）	33,670円（2級）
特別障害者手当	20歳以上	精神または身体に「 <u>重度の障害</u> 」を有するために日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の人（注2）	14,330円
特別障害給付金		任意加入していなかった学生や第2号被保険者の配偶者が障害等級1・2級相当の障害状態になった場合	26,340円
			49,650円（1級）
			39,720円（2級）

身体障害者補助犬



- 身体障害者補助犬
盲導犬、介助犬、聴導犬を総称
- 身体障害者補助犬法（2002年）

日本の補助犬1143頭 2012.8.17

- ・ 盲導犬 1043匹（北海道57匹）
- ・ 介助犬 62匹（北海道 2匹）
- ・ 聴導犬 38匹（北海道 0匹）

● 補助犬の養成費

指導員費、えさなど、1頭当たりの訓練費は300万円
国や自治体が経費の半分程度を助成、残りは寄付

身体障害者 補助犬

①

②

③

A市の課題

- ① 障害者とその介護者の高齢化について
- ② 入所・入院等からの地域生活への移行と定着について
- ③ 就労支援の充実
- ④ 相談支援の充実
- ⑤ 権利擁護・虐待の防止
- ⑥ 障害者の理解

B市の課題

- ① 在宅福祉サービスの充実
- ② 住まいの充実
- ③ 日中活動の場の再構築
- ④ 就労支援の推進
- ⑤ 発達障害のある児童への支援

2 就労の向上

<雇用障害者数>



	障害者数	うち雇用者数	障害者数に対する雇用者数の割合
身体障害者	366.3万人	34.6万人	9.4%
知的障害者	54.7万人	7.3万人	13.3%
精神障害者	323.3万人	2.9万人	0.9%
合計	744.3万人	44.8万人	6.0%



障害者雇用率:2013年4月1日施行

- 民間企業2.0% (現行1.8%)
- 国及び地方公共団体2.3% (現行 2.1%)
- 都道府県等の教育委員会2.2% (現行 2.0%)

3 発達障害の課題

○不登校(2010年 文部科学省)

小学校・中学校 119,891名 (1.13%)

○ひきこもり(2010年 内閣府)

70万人(15歳～39歳人口の1.8%)

発達障害

- 言語の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係、社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

自閉症

広汎性 発達障害

注意欠陥 多動性障害 (AD/HD)

- 不注意(集中できない)
- 多動・多弁(じっとしてられない)
- 衝動的に行動する
(考えるよりも先に動く)

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係、社会性の障害
- パターン化した行動、興味、関心の偏り
- 不器用(言語発達に比べて)

学習障害 (LD)

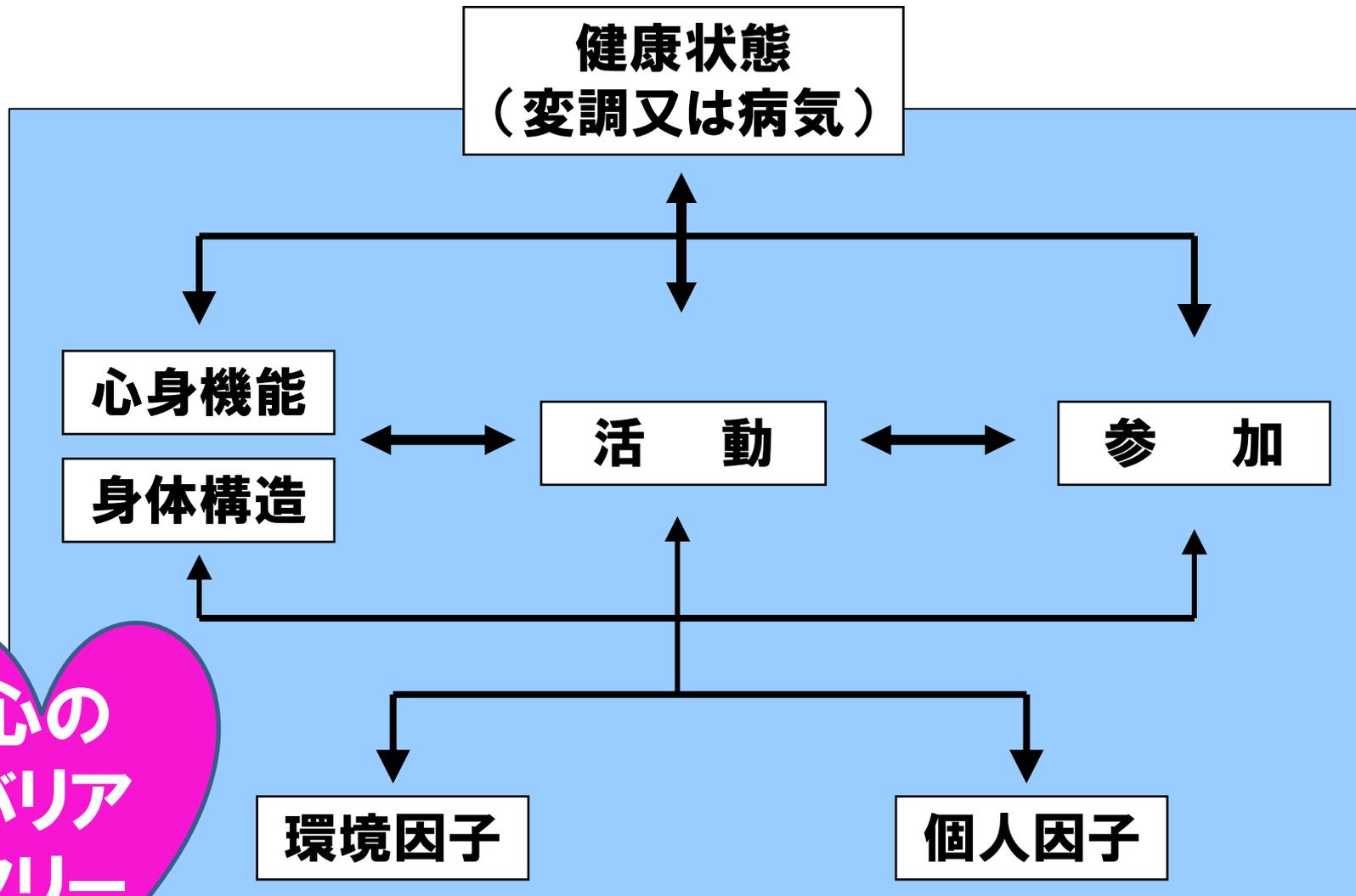
- 「読む」「書く」「計算する」などの能力が、全体的な知能発達に比べて極端に苦手



文部科学省
2012年 6.5%

4 障害者理解の推進

国際生活機能分類(ICF)2001年 世界保健機構(WHO)



ICF:International Classification of Functioning, Disability and Health)

光州愛の家様の益々の御発展を御記念申し上げこのたびの感謝の意といたします。

金 日明教授様に衷心より深く感謝申し上げます。